

## 北本市葬儀場等の設置等に関する指導要綱

令和3年3月31日

告示第48号

### (目的)

第1条 この告示は、北本市開発行為等の指導に関する要綱（平成15年告示第220号。以下「市開発指導要綱」という。）に定めるもののほか、市内における葬儀場等の設置等に伴う紛争を未然に防止するため、その設置等及び管理について必要な事項を定め、事業者及び近隣住民等の双方に理解と協力を要請し、もって、良好な生活環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬儀場等 業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設（宗教施設、ホテル等を除く。）、遺体を保管し、若しくは保存するための作業等を行う施設（病院その他医療施設を除く。）又はこれらを併設する施設をいう。
- (2) 葬儀場等の設置等 葬儀場等の新築若しくは増築又は既存の建築物の用途を変更して葬儀場等にすることをいう。
- (3) 事業者 葬儀場等の設置等をする者をいう。
- (4) 近隣住民等 葬儀場等の敷地境界線から水平距離が50メートルを超えない範囲内の土地の所有者並びに当該土地にある建築物の所有者、管理者及び居住者並びにその範囲に存する自治会の長をいう。
- (5) 紛争 葬儀場等の設置に伴う住環境又は生活環境（以下「住環境等」という。）に関する紛争をいう。

### (事業者等の責務)

第3条 事業者は、葬儀場等の施設整備及びその管理運営による近隣住民等の住環境等に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を築くよう努めるものとする。

2 事業者は、葬儀場等の施設整備及びその管理運営に際し、近隣住民等と紛争が生じたときは、自らの責任において誠意をもって解決する

よう努めるものとする。

3 事業者及び葬儀場等の工事を施行する者は、葬儀場等の設置等に係る公害等の問題について、事前に近隣住民等と調整を図るよう努めるものとする。

4 近隣住民等は、事業者から第7条に規定する説明の申出があった際には、誠意をもって応じるよう努めるとともに、良好な近隣関係を築くよう努めるものとする。

(葬儀場等に係る施設整備事項及び管理運営事項)

第4条 事業者は、葬儀場等の設置等に当たっては、当該葬儀場等が次の各号に掲げる事項に適合するよう努めるものとする。

- (1) 敷地が幅員6メートル以上の通り抜け道路に接すること。
- (2) 葬儀関係車両を当該葬儀場等の近隣の公道及び私道（事業者が所有等するものを除く。）に停留しないこと。
- (3) 葬儀関係者及び会葬者が駐車又は停車をすることができる場所を設けること。
- (4) 敷地内に廃棄物保管場所を設置すること。
- (5) 施設の外観、色彩等を周辺の住環境等及び景観に配慮したものとし、埼玉県景観計画に定める景観形成基準に適合させること。
- (6) 敷地内に住環境等に配慮するための緑化を施すこと。
- (7) 周辺の道路状況により、交通渋滞を来すおそれがある場合には、葬儀に参列する者に対し、自動車による来場を自粛するように呼びかけるとともに、交通整理員等の適正な配置その他交通事故の防止に資する措置を講ずること。
- (8) 葬儀場等の管理運営に伴う騒音又は焼香等の臭気が、近隣住民等の住環境等に支障を及ぼさないよう防音対策及び防臭対策を講じること。
- (9) 血液、体液等が付着した布その他の廃棄物及び洗浄水等について、適切な処理を行うこと。
- (10) 葬儀場等の設置後においても、その管理運営を適切に行うとともに、近隣住民等から管理運営についての苦情があったときは、近隣住民等と十分に協議し、速やかに必要な措置を講ずること。

(葬儀場等の設置等に関する事前協議)

第5条 葬儀場等の設置等をしようとする者は、葬儀場等の設置等事前協議申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その内容について別表に定める関係主管課と協議を行い、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 葬儀場等設置等計画概要書(様式第2号)
- (2) 案内図
- (3) 公図の写し
- (4) 敷地面積計算書及び建築面積計算書
- (5) 土地利用計画図及び配置図
- (6) 各階平面図、2面以上の立面図及び断面図

2 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに、当該申請者に対し、葬儀場等の設置等協議・承認済通知書(様式第3号)を交付するものとする。

3 第1項の規定は、葬儀場等の設置等に係る事業が市開発指導要綱の対象事業に該当する場合には、適用しない。この場合において、当該事業に係る市開発指導要綱第6条第1項に規定する申請に当たっては、同項各号に掲げる申請書類等のほか、葬儀場等設置等計画概要書(様式第2号)を添付しなければならない。

(標識の設置)

第6条 事業者は、前条第1項に規定する申請又は市開発指導要綱第6条第1項に規定する申請をしたときは、葬儀場等設置等計画のお知らせ(様式第4号)を設置し、速やかに標識設置届出書(様式第5号)により市長に届出するものとする。この場合において、その設置された葬儀場等設置等計画のお知らせは、北本市中高層建築物の建築に係る指導基準の第4標識の設置に規定する標識とみなす。

2 前項の標識の設置期間は、北本市中高層建築物の建築に係る指導基準の規定にかかわらず、葬儀場等の営業(葬儀場等を賃借する者が営業する場合を含む。)を開始する日の前日までとする。

(近隣住民等への説明)

第7条 事業者は、前条第1項に規定する標識を設置した日以後速やか

に近隣住民等に対し、葬儀場等の設置等の計画の内容を説明会又は戸別訪問等の方法により説明するとともに、その理解を得られるよう努めるものとする。

2 事業者は、前項に規定する説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、当該説明会の開催を予定する日の1週間前までに近隣住民等に対して周知しなければならない。

3 事業者は、前2項の規定により葬儀場等の設置等の計画の内容を説明したときは、その状況について、速やかに、近隣住民等説明報告書（様式第6号）（当該事業が市開発指導要綱の対象事業に該当する場合にあっては、市開発指導要綱に規定する隣接関係者等説明報告書（様式第10号））により市長に報告しなければならない。

（近隣住民等との協定）

第8条 事業者は、近隣住民等から求めがあったときは、葬儀場等の設置等について、近隣住民等と協定を締結するよう努めるものとする。

（葬儀場等設置等計画の変更）

第9条 事業者は、第5条第1項の規定により作成した葬儀場等設置等計画概要書を変更しようとするときは、速やかに、葬儀場等の設置等事前協議変更申請書（様式第7号）（当該事業が市開発指導要綱の対象事業に該当する場合にあっては、市開発指導要綱に規定する事前協議変更申請書（様式第5号））を市長に提出しなければならない。この場合において、第6条第1項に規定する標識設置届出書又は第7条第3項に規定する説明報告書に添付した図書の記載に変更があるときは、変更後の図書を提出しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する変更申請書を提出した日以後速やかに、近隣住民等に対して、その変更事項について説明しなければならない。ただし、近隣住民等の住環境等に及ぼす影響が軽減される場合はこの限りでない。

3 事業者は、葬儀場等の設置等事前協議申請書を取り下げの場合は、葬儀場等の設置等事前協議申請取下届（様式第8号）（当該事業が市開発指導要綱の対象事業に該当する場合にあっては、市開発指導要綱に規定する事前協議申請取下届（様式第6号））を市長に提出しなけ

ればならない。

- 4 事業者は、第5条第2項に規定する葬儀場等の設置等協議・承認済通知書が交付された後に、当該葬儀場等の設置等を取りやめる場合は、葬儀場等の設置等取りやめ届（様式第9号）（当該事業が市開発指導要綱の対象事業に該当する場合にあっては、市開発指導要綱に規定する事前協議取りやめ届（様式第7号））を市長に提出しなければならない。

（紛争相談）

第10条 事業者及び近隣住民等は、当事者間において紛争が発生し、その解決の見込みがないときは、市長に相談を申し出ることができる。

- 2 前項の相談を申し出ようとする者は、相談申出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、第1項の申出があった場合は、当事者から事情聴取等を行い、又は当事者に対し、必要な資料の提出を求め、若しくは助言等を行うことにより、紛争の解決に努めるものとする。

- 4 市長は、紛争の解決の見込みがないときは、相談を打ち切ることができる。

（事業者の承継）

第11条 事業者の相続人その他の一般承継人又は葬儀場等を譲り受けた者は、第8条に規定する協定を締結した事業者の地位を承継する。この場合において、当該承継をした者は、遅滞なく、承継届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第43号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

葬儀場等の設置等事前協議関係主管課一覧

関係主管課	協議事項
くらし安全課	第4条第2号、第3号及び第7号に掲げる事項
環境課	第4条第4号、第8号及び第9号に掲げる事項
都市計画課	第4条第5号及び第6号に掲げる事項
建築開発課	第4条第1号及び第10号に掲げる事項

備考

- 1 事前協議の受付窓口は、建築開発課です。
- 2 提出部数については、関係主管課につき1部必要です。